

西東京市

子ども条例

を紹介します！

次のページから、
子ども条例に書かれている
内容をさらに詳しく
紹介していくよ！



「いこいな」
©シンエイ／西東京市

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。

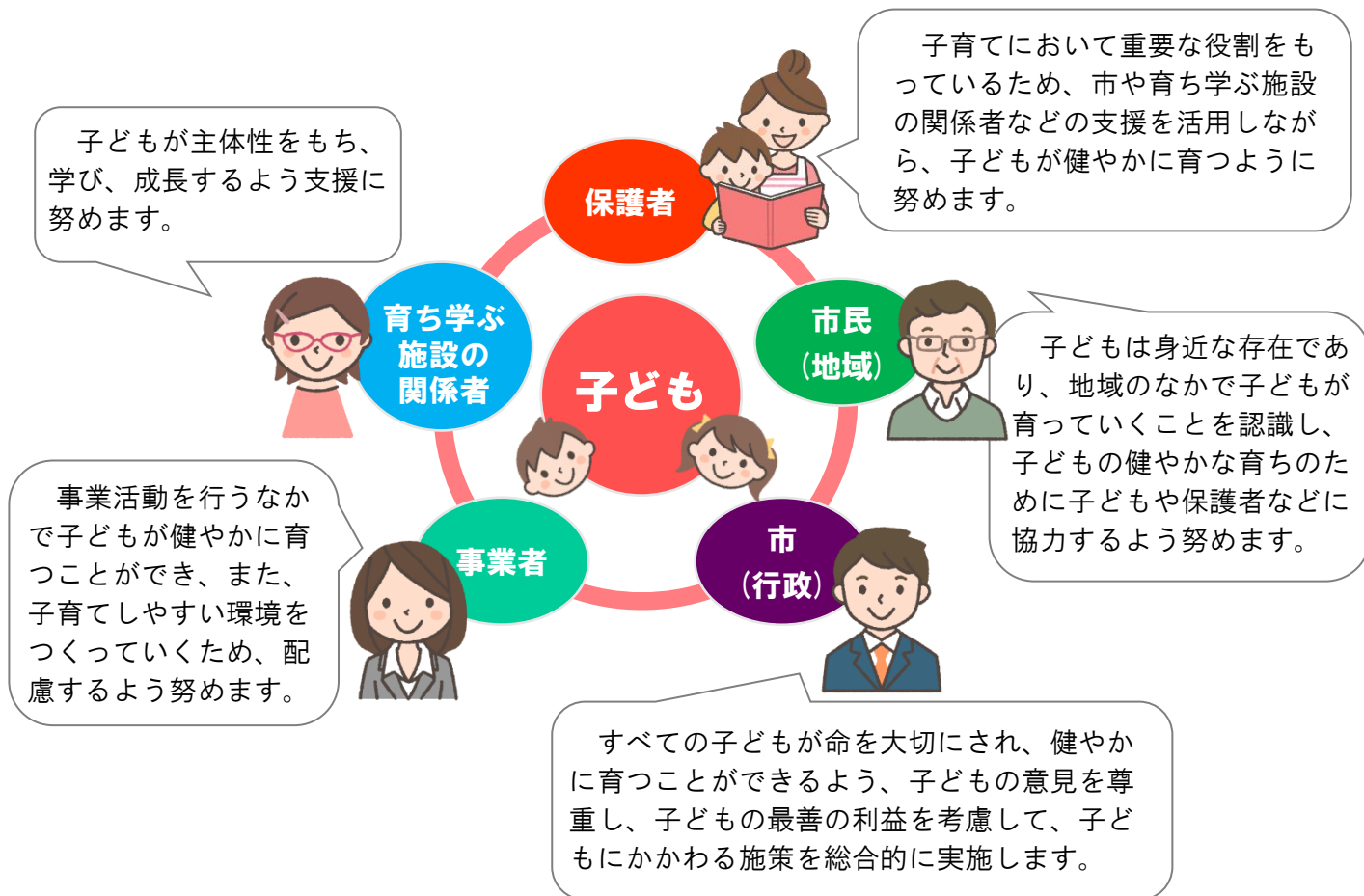
条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちへの支援、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

子どもにやさしいまち
西東京市

子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの育ちを支えるため、市・保護者・市民・育ち学ぶ施設^{※1}の関係者・事業者はそれぞれ努めるべき役割を持っています。各々役割が果たせるように連携・協働していきましょう。

また、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民が、家庭、育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割が果たせるよう、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。（子ども条例 第1章、第2章）



※1 保育園、幼稚園、小・中学校、高校、児童養護施設、児童館・センター、学童クラブなどのこと

子どもにやさしい西東京を目指して

条例では、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をつくっていくことを示しています。そのために市では、主に7つの取組を進めていきます。（子ども条例 第3章）

- ❖ 虐待を防ぎます。
- ❖ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ❖ 子どもの貧困を防ぎます。
- ❖ 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- ❖ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ❖ 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- ❖ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



子どもの相談を受けて救済する仕組みづくり

いじめ、虐待など子どもの権利侵害について、相談を受け、救済につなげることを目的として「西東京市子どもの権利擁護委員」を設置し、権利擁護委員がかかわる相談窓口を開設します。

相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請などを行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。（子ども条例 第4章）

【子どもの権利擁護委員 相談・救済の流れイメージ】

子どもの安心のために活動するよ！



こんなとき・・・

- ・ 学校で/家庭で/どこでも
- ・ つらいこと、苦しいこと、困ったこと
- ・ いじめられている
- ・ 虐待されている
- ・ どうしたらいいのかわからない



気軽に相談してください

- ・ 友達のこと/学校のこと/勉強のこと/家族のことなど
- ・ 自分のことでなくても大丈夫です。

【子どもの権利擁護委員】

- ・ 子どもの気持ちを一番大切に考えます。
- ・ ひみつは守ります。
- ・ まずは、相談の専門員があなたの話をじっくり聞きます。



要請・意見表明

- ・ 必要な場合は、関係する人に、こうなればもっと良くなるなど、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

- ・ 一緒に考えたことを、必要に応じて関係する人に話を聞いたりして、調査することができます。
- ・ 考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

一緒に考えます

- ・ 子どもが話しやすい場・雰囲気でも子どもの気持ちや意見をじっくり聞きます。
- ・ 一番良い方法を一緒に考えます。



安心した。 どうすればいいかわかった。 もう大丈夫！

・ 相談して少しでもホッとできましたか。困ったことがあれば、また相談してください。



子ども施策の推進と検証

子ども条例の取組が進められるように推進計画をつくることを条例に定めています。

また、計画の実施状況を検証し、子ども条例をより効果的に推進することを規定しています。

（子ども条例 第5章）



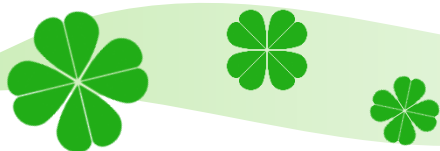
子どもの権利条約 と 子ども条例

子ども条例は、世界の約束事である子どもの権利条約やその条約を理念とした児童福祉法などを踏まえてつくられています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。日本では1994年に批准し、条約を守り、実現することを約束しています。2016年2月現在で196か国が条約を締約しています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前に持っているもので、一人ひとりの子どもが人間として生きていくための要求や意思のことです。例えば、おなかがすいたらご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して暮らせる、必要な教育を何の心配もなく受けることができる、自由に意見が言えるなど。おとなにも権利があるように、子どもにも同じように権利があります。

子どもにとって一番良いことを考えながら、まち全体で子どもの育ちを見守り、支えていく西東京市を目指していきましょう。



<参考 Web サイト>

▶ 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

おわりに

子ども条例には、西東京市で暮らすすべての子どもが、心もからだも健やかに育つことができるよう、子どもの意見を大切にすること、子どもをめぐる課題に取り組んでいくことなどにより、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

子どもの健やかな育ちを支えていくためには、行政だけでなく市民のみなさんをはじめ関係者のみなさんの協力・連携が大切です。みんなで協力し合って子どもにやさしい西東京にしていきましょう！

「子ども条例」の全文は
こちらから読むことができます。
※市ホームページです。



または Webで

西東京市 子ども条例

を

検索

平成31年3月発行

西東京市 子育て支援部 子育て支援課

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所 田無庁舎 1階

電話：042-464-1311（代表）

西東京市ホームページ：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

